

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和3年12月号 vol.86



今年もいよいよ年末。そして大変残念なお知らせ(おそらくこの通信を目にしている方の中で、残念に思っているのは私だけです(笑))。

私の愛する信州の松本山雅FC(現在 J2リーグ)のJ3への降格が決定的なものとなってしまいました。リーグ屈指の熱狂的なサポーターの応援に支えられてきたクラブだけに、コロナ禍での応援の制限の影響は大きく、この2年間でみるみる弱体化していきました。

でも、私の愛は冷めません。来年、またゼロからのスタートです。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



年末になり節税策の一つとして検討したいものに「経営セーフティ共済」があります。最近、本共済制度の特例を受けるための書類添付不備や、共済解約時の申告が適正にされていないとの会計検査院からの指摘があったようです。今回おさらいしておきます。

”年間最大240万円までの掛金を経費にできます。ただし、返戻金受入時の処理にはご注意ください”

経営セーフティ共済は、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営している共済で、本来の目的は、取引先が倒産し、売掛金などが回収困難になった場合に、貸付が受けられる制度です。一方で、掛金を全額経費にできるという特徴から、多くの事業者が節税にも利用しています。

主な特徴は以下のとおりです。

- 中小企業者で引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。
- 毎月の掛金が5千円～20万円の範囲で自由に選択でき、掛金総額80万円まで積み立てができます。(期末に年払いで最大で240万円の前納が可能)
- 掛金は、税法上、損金(法人)または必要経費(個人)にできます。
- 取引先倒産時には、掛金総額の10倍を限度に貸付を受けることができます。
- 40ヶ月以上掛金を納付すれば、任意解約でも100%の返戻金を受けることができます。

注意点が、この特例を受けるためには、申告書に一定の書類添付が必要なこと、返戻金は収入になること(個人事業者で事業収入として計上することを失念しがち)です。この点が、今回、会計検査院で指摘されています。

「今月の本の紹介」

「お天道様は見てる 尾畠春夫のことば」
(白石 あづさ 著・文藝春秋)

スーパーボランティア 尾畠春夫さんの生き方、言葉がたくさん詰まっています。

雑草を食べ、年金5万5千円で暮らし、災害があればボランティアに飛んでいく、とてもここまでの生き方はマネできるものではありませんが、人生どこかのタイミングで、もうここまで十分に自分の人生は生きた。あとは人のために全てを生きようと人生を選択することがあってもいいのかなと思いました。

決して明るくないこの時代、元気をもらえる一冊です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<タコのガーリックソテー>

- ・ゆでたこ 150g
- ・オリーブオイル 大2
- ・ニンニクすりおろし 1かけ、パン粉 大4、パセリみじん 大2
- 塩・コショウ 少々、レモン (A) →混ぜ合わせる

- ①たこをブツ切りにして、フライパンにオリーブオイルを熱し強火で炒める。
- ②(A)を加え1分ほど炒め合わせる。
- ③器に盛り、レモンをしぼっていただく。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所